報告第１号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第１号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第２項の規定により報告する。

平成30年３月１日提出

多可町長　吉　田　一　四

専決第１号

損害賠償の額の決定及び和解について

自動車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成 30 年１月 24 日専決

多可町長　吉　田　一　四

記

事故の区分及び 事故発生年月日	対物事故 平成２９年１１月２４日　午後２時５４分頃
事故発生場所	兵庫県多可郡多可町加美区豊部 229 番地１付近国道
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金　４７，７００円　也
事故の概要	加美プラザから八千代北仮本庁舎に向かい国道 427 号を南進中、対向車がコンビニに入ろうと右折してきたが、距離が近かったため、ブレーキも間に合わず回避できずに衝突した。 （過失割合　町１割：相手方９割）